

○個人事業税における請負業に係る業種認定事務の取扱いについての通達について

平成26年2月25日

課税第158号

総務局長

このことについて、別紙のとおり定めましたので通知します。

別紙

個人事業税における請負業に係る業種認定事務の取扱いについて

1 趣旨

個人の行う事業が地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第14号の請負業に該当するか否かを判定する業種認定事務について、事務処理の円滑化及び判定基準の統一化を図ることを目的として、次のとおり取扱いを定めることとする。

なお、この通達に定める取扱いは、この通達の施行日以後に業種認定を行う者について、適用するものとする。

2 基本的事項

(1) 業種認定に当たっての留意事項

所得税資料に記載されている職業や業種名等の記載内容のみをもって課税又は課税対象外の判定を行うことなく、事業内容の実態を十分に確認した上で判定を行うことに留意すること。

(2) 請負業に認定するための要件

個人の行う事業が次に掲げる要件をすべて満たす者について、請負業として認定するものとする。

ア 営業の範囲に属するものであること。

イ 資本的経営を行っていること。

ウ 仕事の計画及び遂行について独立性を有すること。

エ 危険負担を有すること。

3 事業内容等に係る文書照会等

(1) 新規に請負業として個人事業税を課税しようとする場合において、所得税の確定申告書及び当該確定申告書に添付されている青色申告決算書又は収支内訳書その他これに代わる書類(以下「所得税資料」という。)からでは、請負業に該当するか否かが明確に判定できない者については、事業内容等を照会するため、お仕事の内容について(回答)(第1号様式G2010291)(以下「照会文書」という。)を送付するものとする。

(2) 所得税資料の内容から、照会文書の質問項目以外の項目についても併せて確認することが適当であると認められるものについては、適宜、質問項目を追加して差し支えないものとする。

(3) (1)の照会に対し、未回答のものについては、電話照会のほか、再度の文書照会又は事業所等の現地調査を実施するなどして、事業内容等の把握に努めるものとする。

4 業種認定に係る事務

(1) 請負業として新規に個人事業税を課税しようとする場合は、3に規定する文書照会の有無にかかわらず、業種認定判定表(請負業)(第2号様式)(以下「判定表」という。)を作成し、当該判定表に基づき、事業形態が請負であること、資本的経営を行っていること、独立性があること、危険負担を有することの要件を満たすか否かの判定を行い、課税又は課税対象外の判定を行うものとする。

(2) (1)の結果、課税と判定したものについては、神奈川県県税取扱要領について(昭和45.12.15 45税第255号)の通達(以下「取扱要領」という。)第2章第4節15及び16に規定する税額等の決定を行うものとし、個人事業税決定・決定額変更決裁書(取扱要領第74号様式)に判定表を添えて、所長の決裁を受けるものとする。

(3) (1)の結果、課税対象外と判定したものについては、取扱要領第2章第4節17に規定する課税対象外の処理を行うものとし、個人事業税課税対象外等決裁書(取扱要領第74号様式の4)又は所得税資料に判定表を添えて、所長の決裁を受けるものとする。

(4) (3)の処理を了したのものについては、個人事業税磁気ファイルに所要の入力を行うものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

お仕事の内容について(回答)

平成 年 月 日記入

神奈川県 県税事務所長 殿

年所得分について、次のとおり回答します。

住所		屋号	
事業所所在地		業種	
氏名		電話番号 (自宅)	— —

開業日	年 月 日	電話番号 (事業所)	— —
-----	-------	---------------	-----

お仕事の内容	お仕事の内容を具体的に記入してください(資格をお持ちの場合は、併せて記入してください)。
	[資 格 :]

※当該事業に使用している名刺やパンフレット等がありましたら、添付してください。

質問		回答 (該当するものに○をしてください。)
1	収入の形態はどれに該当しますか。 ①仕事の完成、引渡しにより報酬を得る。 ②出来高払いにより報酬を得る。 ③給与(日給、時間給等) ④その他(※内容の記載をお願いします。)	①・②・③・④ ④に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。
2	事務所や事業所がありますか。 ①自宅とは別に設けている。 ②自宅と併用している。 ③事務所・事業所を設けていない。	①・②・③
3	機械設備や事務設備を所有していますか(リースを含む)。	はい・いいえ
4	従業員やアルバイトを雇っていますか。	はい・いいえ
5	材料の仕入れは自己で行いますか。	はい・いいえ

6	請けた仕事を下請け又は外注に出していますか、又は、出すことが可能ですか。	はい・いいえ
7	燃料費、機械・器具の経費は自己負担ですか。	はい・いいえ
8	事業の広告・宣伝を行っていますか。	はい・いいえ
9	契約先は2社(者)以上ありますか。	はい・いいえ
9-2	上記質問9で「いいえ」と答えた方に伺います。 契約先は1社(者)であっても、その1社(者)の許可なく他の社(者)から仕事を受けることが可能ですか。	はい・いいえ
10	作業時間は報酬の支払者から指定されずに、自らの判断で決めていますか。	はい・いいえ
10-2	上記質問10で「いいえ」と答えた方に伺います。 予定されている仕事が早く終わった場合、自らの判断で、指定の時間前でも帰宅できますか。	はい・いいえ
11	仕事を行うにつき、作業の具体的な内容・方法(手順)について、指揮監督を受けずに、自らの判断で仕事を行っていますか。	はい・いいえ
12	事故や災害等の不可抗力により、仕事が完成しなかった場合でも、依頼主等に報酬の支払を請求できますか。	はい・いいえ

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

業種認定判定表(請負業)

調査対象者		処理日	年 月 日
-------	--	-----	-------

業種名		担当者	
-----	--	-----	--

総合判定	※ 1から4のすべてに該当するものについて「課税」と判定すること。 それ以外の理由で判定した場合は、下欄に判定理由を記入すること。	課税・対象外
【特記事項等】		

※ 項目に該当する場合は、判定欄に○を記入すること。

区分	項目	判定	備考
事業形態の判定	1 事業形態の判定(下記の項目のいずれか一つに該当すること。)		
	① 仕事の完成又は引渡しにより報酬を得ていること	適・否	
	② 収入の形態が出来高払いであること(給与に該当しないこと)	適・否	
【特記事項等】			

事業性の判定	資本的経営	2 資本的経営の判定(下記の項目のいずれか一つに該当すること。)			
		① 事務所・事業所を有すること(決算書等で経費計上しているものに限る。)	決算書等確認項目	適・否	
			減価償却費、地代家賃		
		② 機械設備・事務設備を有すること(リースを含む。)	減価償却費、リース料	適・否	
③ 3④又は3⑤に該当すること(決算書等で経費計上しているものに限る。)	—	適・否			
【特記事項等】					

独立性	3	独立性の判定(①～⑤のうち、いずれか一つに該当すること、それ以外の場合は総合的に独立性を判定し、判定理由を記入すること。)			
	① 独立した事務所・事業所を有すること	決算書等確認項目	適・否		
		—			
	② 2②に該当すること(経費規模が大きいものに限る。)	—	適・否		
	③ 一般の顧客からの求めに応じて仕事を請けていること	収入の内訳	適・否		
	④ 使用人がいること	給料賃金内訳	適・否		
	⑤ 材料の仕入れを自己で行っていること	仕入金額	適・否		
	⑥ 請けた仕事を他人に代替(下請け)していること	外注工賃	適・否		
	⑦ 燃料費、機械・器具等の経費を自己で負担していること	旅費交通費、減価償却費等	適・否		
	⑧ 広告・宣伝を行っていること	広告宣伝費	適・否		
	⑨ 事業専従者がいること	専従者給与内訳	適・否		
⑩	勤務時間の拘束を受けないこと、又は、仕事の進め方について指揮監督を受けずに自分で決めることができること	—	適・否		
【特記事項等】					
危険負担	4	危険負担の判定(下記の項目のいずれか一つに該当す			

		ること。)		
		① 完成・引渡前に対象物の滅失があった場合に責任を負うこと	適・否	
		② 1①に該当すること	適・否	
		【特記事項等】		